

産業民生常任委員会

平成24年6月20日(水)

◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時30分)

○委員長(原見正信) ただいまから産業民生常任委員会の会議を開きます。

出席委員は9名であります。

本日の案件は、お手元に配付しておりますとおり付託案件8件であります。

お諮りいたします。付託された案件につきましては6月12日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(原見正信) 異議ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

なお、審査の順番については、説明員の関係から、議案第8号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第10号の順番で審査を行います。

最初に、議案第8号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

それでは、議案第8号の質疑を願います。

○委員(小久保重孝) 議案第8号、市道の認定ということで今資料のほうもつけていただいております。大体これで周辺の様子がわかっていいなと思っておりましたが、数字だけで見ますと幅員が5メートルから10メートルということになっておりまして、その狭いところについて避難所があるというふうに書いてあるのですが、双方向の通行というのは問題ないのかどうか、今までも使っていたので問題ないと思うのですが、一応市道に当たってその辺の安全性の確保ですとか、そういった点についてもう少し説明をいただけたらと思います。

○建設課長(大山 孝) お答えいたします。

幅員なのですが、通常の幅員が5メートルございます。それで、途中に車の待避所が大体300メートル置きに7カ所ほどございます。それとあわせて、幅員10メートルの車回しを2カ所設けております。通行なのですけれども、見通しの関係からいっても待避所を利用させていただくと支障ないかと考えております。

○委員(小久保重孝) 問題ないということということでわかりました。

それと、ここはアスファルトということで、見てもわかるのですが、これは簡易舗装ではなくて2層とか3層とか、そういった施工というのはどんなふうになっているのでしょうか。

○建設課長(大山 孝) 舗装構成なのですけれども、配付させていただきました2枚目の資料に標準断面図ということで表示させていただいております。舗装が3センチと5センチの合計8センチの舗装で、路盤構成が20センチの下層路盤と凍上抑制となっております。当時の林道整備事業の補助事業の構成断面で実施しております。

○委員(小久保重孝) 資料のほうでわかりました。

それと、これも当たり前のことなのですけれども、林道から市道に変わる効果とその負担というのは

市としてはどのようなことになるのでしょうか。

○建設課長（大山 孝） 林道から市道に変わったことによりまして、市道の場合交付税措置がなされます。それで、林道の場合は交付税措置ないのですけれども、財政的な支援がなされるということから、このたび市道のほうに認定させていただきました。

以上です。

○委員（吉野英雄） 1点確認します。これまで林道として使われていて、今回市道への格上げということなのですが、実際の交通の量ですとか、そういったものはどのように把握していらっしゃいますでしょうか。

○建設課長（大山 孝） このたび認定させていただくホロホロ山線の終点側なのですけれども、こちらのほうにホロホロ自然休養林に指定された区域がございまして、そちらを利用する方が結構いらっしゃいまして、終点側に駐車場、多目的広場ございまして、そちらのほうは日中でも大体10台程度利用されているという状況になっております。

○委員（吉野英雄） 今もそういう形で自然を愛される方が利用されている面があるということから、今回市道へ認定、格上げになりまして舗装もそれなりにされるということになると今後利用される方がふえてくる可能性があります。それで、実際に私もこれ道路走ったことないので、どういう形状かわかりませんが、これの平面図で見させていただきますと結構急勾配のカーブだとかそういうのがあるのかなと思ひまして、これは担当所管に聞く事柄ではないのでしょうかけれども、交通安全の面ですとか、そういった点での対策といいますか、そういったものは関係のほうとどのように調整されているか伺っておきます。

○建設課長（大山 孝） 道路の縦断勾配なのですが、最大で11%となっております。それで、市道認定する際に道路構造令に準拠するということになっておりまして、道路構造令上12%が最大勾配という状況になっておりまして、安全上も問題ないかなというふうに考えております。

○委員（吉野英雄） 勾配のほうは問題ないということなのですけれども、実際に夏場に交通がふえていった場合に、例えば急カーブだとかそういったところへ標識や、あるいは速度制限、こういったものなどについては担当ではないかもしれませんが、交通安全のほうとの調整などがどのようになっているのかなということをお聞きをしておきたいのですけれども。

○建設部長（高梨善昭） 実際のところまだそれはやっておりませんが、今までも林道ということで伊達市が管理しておりました。それで、市道になったからって特段変わるものは、先ほど言ったような交付税の措置が変わるといっただけで、今までも、林道だからいいというわけではございませんけれども、市道になっても何ら変わりはないものですから、今のところその話はまだしてありませんでしたけれども、確かに言われることが想定されるようになれば、急カーブとかそういう警戒標識ですか、規制ではなくて警戒標識とかを考えていきたいなと思っております。

○委員（菊地清一郎） 林道から市道に変わるということですので、今回僚委員からも安全対策に関してございましたけれども、照明だとか、あと看板類、あと雨水の排水関係、この辺もどのような形で今後考えるのかお尋ねしたいと思います。

○建設課長（大山 孝） こちらの路線の現状の施設といたしまして、雨水については道路沿いに

側溝がございます。あと標識類につきましては、待避所、車の回転場という表示もございます。あと照明灯につきましては、こちらのほうは設けていないような状況になっております。今後も照明の関係については設置する計画は今のところ持っておりません。

以上です。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないもの認め、質疑を終わります。

これより議案第8号の討論に入ります。

議案第8号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第8号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 工事請負契約の締結について（防災公園だて歴史の杜室内プール新築工事（建築1工区））を議題といたします。

それでは、議案第3号の質疑を願います。

○委員（辻浦義浩） 質問させていただきます。

この工事につきまして具体的に工程、スケジュールというのでしょうか、いつから始まっていつごろ完成予定かということと、今あるプールについて旧プールの跡地、また解体等のことが決まっていればお聞きしたいと思っております。

それから、プールについて公認いろいろあると思うのです。大きな大会の公認等々あると思えますけれども、その辺についてはどのようなになるのか、またこれによって職員数……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（辻浦義浩） 済みません。では、最初の工事の日程についてお願いします。

○住宅課長（早瀬久雄） お答えいたします。

工事は、一応着手予定は来月7月から着手する予定で考えております。完成は25年度、25年の11月末完成ということになっております。

○委員（辻浦義浩） 続きまして、プールが完成しますけれども、その公認というのでしょうか、ある程度大きな大会の認定等、どのような形になるかお聞きしたいと思っております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（辻浦義浩） では、削除させていただきます。

それで、新しいプールができますけれども、古いプールの跡地のほうの見解はございましょうか。

○都市整備課長（今村勝吉） 新しいプールが平成25年の11月完成するというので、できたときには今あるプールを取り壊す予定としております。取り壊しは、今のところ26年という予定をしております。ただ、その跡地について今後どうするかということはまだ今の段階ではちょっと検討し

ておりませんので、そういうことをご理解いただければというふうに思っています。

以上です。

○委員（小久保重孝） 工事請負契約の関係で、これは事前にちょっと確認していなかったのですが、確認でございますが、工事請負契約の約款というのがたしか変更されていたのではないかとこのように思うのですが、国の中央建設業審議会でその約款にプラスした言葉が幾つかあるのですが、今回の契約関係は、これはその約款という部分は見直しがなされているのかどうかというのはいかがでしょうか。

○財政課長（本間孝美） 契約につきましては従来どおりで、私今のところ聞いている範囲ではそこはちょっと聞いておりませんので、申しわけございませんが。

○委員（小久保重孝） 事前に確認しておけばよかったのですが、既に変更していればそのとおりなのかもしれませんが、1点、工期延長に伴う増加費用の負担という部分が発注者、いわゆる市のほうに問題がある場合の費用負担を規定をすることになっているのです。要するに明確にすることになっているのです。ですから、それが当然含まれているのかなと。もしくは、私ちょっと勉強不足なのであれですが、このぐらいの工事の場合はそのことの約款の変更は必要ないのか。市としてはちょっと額が大きいので、よく言われている工期延長、工期延長というか、受注側の費用がかさむという場合の措置というものが十分になされていないというところがないのか、あるのか、その辺についてちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○財政課長（本間孝美） 済みません。その関係につきましてはもう一度確認して、調べてお答えしたいと思います。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないもの認め、質疑を終わります。

これより議案第3号の討論に入ります。

議案第3号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第3号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号 工事請負契約の締結について（防災公園だて歴史の杜室内プール新築工事（建築2工区））を議題といたします。

それでは、議案第4号の質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないもの認め、質疑を終わります。

これより議案第4号の討論に入ります。

議案第4号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第4号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 工事請負契約の締結について（防災公園だて歴史の杜室内プール新築工事（空調設備））を議題といたします。

それでは、議案第5号の質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないもの認め、質疑を終わります。

これより議案第5号の討論に入ります。

議案第5号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第5号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 財産の取得についてを議題といたします。

それでは、議案第6号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） これについては、建築物の保証というところの規定というのは決められているものがあるのでしょうか。例えばこうして締結をした後、何かしら造作を変える必要があったり、また使っているうちに構造上ちょっと問題があるといった場合に発注者として、発注者というか、市がこうした案件に対して負担をすることになるのか、建てた側に問題があるのかという点について、その辺のことについて、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○住宅課長（早瀬久雄） お答えいたします。

現在住宅を建てるときには瑕疵担保保険に必ず入るようになっておりまして、それが平成21年10月1日よりすべての新築住宅は加入しなければならないということになっておりまして、その保証される期間というのが10年間あります。それで、建物にもし瑕疵があった場合には、保険に加入しておりまして、保険会社から瑕疵の部分の補修をするという工事費が支払われるということになっておりますので、施工業者はその保険によって瑕疵を補修できるということになっておりますので、問題なく直すことができると考えております。

○委員（小久保重孝） 瑕疵担保保険のこと、これは負担というのは、要するに購入する市のほうが負担というふうになっているのか、施工した業者のほうの負担というふうになっている部分なのか、いかがでしょうか。

○住宅課長（早瀬久雄） 工事施工上の問題で瑕疵があった場合には、施工者のほうが負担すると

いうことになっております。掛金も入っております。契約の中に入っております。

○委員（小久保重孝） 施工業者の負担もあるのでしょうか、今のお話ですと市が要するに負担をするということで、この価格の中に入っていると、この8億の価格の中に掛金が入っているということの理解でよろしいですか。

○住宅課長（早瀬久雄） 駅前団地C地区買い取り価格ということで、買い取り事業に関する協定書を平成23年6月28日に一部の変更協定書ということで結んでおりますが、その協定書の中で瑕疵の瑕疵担保保険料というものがこの価格の内訳の中に入っております、それはこの内訳の中に入っているということは市で負担しているということになるかと思えます。

以上です。

○委員（小久保重孝） 過去の契約が変更したときに本当は言えばよかったのかもしれませんが、ある面何かちょっと不合理だなという感じはしております。これはやっぱり、製造物責任法ではないのですけれども、つくった側にある程度明確な責任というものがあってしかるべきかなと思っておりまして、もちろん保険で賄われるからいいということはあるやもしれませんが、ただそれではこの価格設定がちょっとその根拠をあいまいにしてくるのではないかなというふうに思いますので、この点については今回これ以上これはだめだということでもないのですが、もちろんつくった側の事業者も責任を感じておられると思いますが、こうした契約をする上ではもう少しその辺の研究を重ねて、その後どちらの責任なのかわからないようなことにならないようにしていただきたいと思っておりますが、最後まで副市長からご答弁いただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副市長（疋田 洋） 私もそこまで契約書の関係見てございませんでしたけれども、基本的には瑕疵担保ということについては、それはやっぱり施工者責任なのです。だから、そこを今回市のほうで発注者側が買い取りの中を含めるということについては、今後それがそうだとするならば検討する必要がやっぱりあるのではないかなというふうに思います。

○委員（吉野英雄） 先日内覧会にも参加させていただきまして、大変立派にでき上がったなというふうに思っております。それで、これはこの1号棟の際に東日本大震災が発生したということもあって設計変更などを行って、屋上を避難スペースに改造したわけです。それで、先日内覧会にも参加させていただいて、屋上の転落防止のための高さが設置されておりますよね、一定程度。それで、あとそのほかに2階にコモンスペースが設置されて、いずれも転落防止のための追加の措置というのは必要ないのかなというふうにちょっと感じてきたものですから、これらについては今後追加するような場合については市側の持ち出しということになると思えます。最初の設計の段階にはそういったことまで要望しておりませんので、これは追加の措置なども私は検討しておく必要があるのかなと思っております。津波被害であそこに370人ぐらい避難するということを想定しておりますので、そういったことも今後検討しておく必要があるのではないかなと思っておりますが、これらについては担当の方にお聞きするのはどうなのでしょう、やっぱり副市長にお答えいただくしかないのかなと思っておりますが、これは検討する考えがあるかどうかお聞かせください。

○副市長（疋田 洋） 私も見させていただきました。確かに低いという感じは実は受けました。

ただ、飛び越える意識がない限りは現状の中で、あの中で防止ということについては十分役割を果たせるのではないかと考えていますけれども、今もう少し住民が入って、状況をつぶさに見ながら、その辺について住んでみてそういったものが必要だということも含めてあるのであれば、改めて検討したいと思いますけれども、現状の中では十分役割は果たせるのではないかなというふうには感じておりました。

○委員（吉野英雄） 多分駅前団地の中に団地の利用者の方の団体みたいのができてくると思いますので、そういった中での要望などもぜひ聞いていただいて、そこら辺検討するものは検討していただきたいと思っております。

それで、もう一点は、日常的な屋上へ上がる際の安全対策です。通常は施錠しているのだと思うのですが、施錠する際の管理のあり方だとか、そういったものについては担当ではないのかな、担当ではないのですか。

〔何事が呼ぶ者あり〕

○委員（吉野英雄） 担当ですか。施錠のあり方ですとか、かぎの管理だとか、そういったものはどのようになっておりますでしょうか、今のところ。

○住宅課長（早瀬久雄） 通常は施錠していて、だれでも勝手に上がれないような状況にはなっておりますけれども、公営住宅入居者の中から管理人を選びまして、その管理人がかぎを管理する。もしくは、L S Aが入りますので、そのL S Aに管理を委託してかぎを管理していただくと、もしくは自治会、地元の自治会がありますけれども、地元自治会でも集会室等を使うようになるかと思っておりますので、自治会長関係、そちらのほうにもかぎを持っていただきまして、かぎの管理している方がいない場合も考えられますので、そういうことを考えまして複数かぎを管理していただくということで考えております。

○委員（辻浦義浩） 先日内覧会に行ってみせていただきましたけれども、最初行って思ったことは、何人かいらっしゃいましたけれども、正面玄関はどこなのだろうというような声がありました。もちろん外からいらっしゃった方は駐車場にとめた場合にそちら側から行くケースが多くて、中見るとL S Aがあるところが正面玄関だということはわかるのですが、最初に来られた方はどこかなということで、L S A探すのも例えば入ってすぐわかるような看板があるのか、もしくは正面玄関というのが外からもわかるようになるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○住宅課長（早瀬久雄） 今回の段階では表示というのはなかなかわかりにくいと思いますけれども、使っている中で非常にわかりにくいような状況になってくるとすれば、その辺は十分わかりやすい表示をしていくことを検討していきたいと考えております。

○委員（菊地清一郎） 二、三お尋ねしたいと思います。

まず、先日の内覧会を見せていただいて感じたことであるのですが、完成引き渡し検査というのは、どなたがどのような形で行っているのかお尋ねしたいと思います。

○住宅課長（早瀬久雄） 伊達市公営住宅駅前団地C地区買い取り事業に関する協定書に基づきまして、設計書に定めるところにより5月11日に住宅課長である私が検査を行いました。

以上です。

○委員（菊地清一郎） その検査のときには多分設計者だとか、札幌からそういう方々がお見えになって、いろいろご説明を受けたというふうには思うのですけれども、要するに内覧会で私が感じたことというのは、まず室内サイン、表示と申しますか、その表記方法についてなのです。便所という表記方法があったのです。今現在便所という表記方法はいかがなものかというふうにはまず感じました。せめてトイレ、もしくは洗面所、やはりこういう表記方法にすべきではないのかと。しかも、それは今回の設計事務所さんはこういう公共施設に非常に秀でた方だということでこの方を選んでいるはずなのですが、その辺の細かな心遣いというか、部分がこの表記方法を見る限りはいかがなものかというふうにした次第であります。それで、完成引き渡し検査のときに、この部分は何かございましたか。

○住宅課長（早瀬久雄） 検査したときに、室名の表記の件に関しましては指摘は何もございませんでした。ただ、この駅前団地に関しましては住む方が老人が多いということで、トイレというよりも日本語の便所という表記のほうがいいということで考えておまして、その辺は問題ないのかということで考えております。

○委員（菊地清一郎） お年寄りがおられるということで日本語の表記というお話ですが、今はお年寄りでもトイレと申したらわかると思うのです。ほかの公共施設行ったら、大体トイレ、もしくは表記がなくてトイレのサインがあります。それだけでもわかるのですけれども。しかしながら、こういう公共性の表記に関しましては、便所という言葉の持つ何となく嫌な雰囲気と言ったら変なのですが、それは控えるべきではないかなというふうには私は思いました。可能であれば、私はこれは変えていただきたいというふうには思いますが、いかがですか。

○住宅課長（早瀬久雄） 表記に関しましては、もう一度どういう表記がいいのか十分検討いたしまして、もしそれに問題があるようであれば改善していきたいと考えております。

以上です。

○委員（菊地清一郎） よろしく検討をお願いしたいと思います。

それから、2つ目ですが、これも現地を見て思いました。このたび車いす用の室内が2つ設置されておりまして、その中にある洗面台、それからキッチンの高さが一般の高さになっておりました。例えばキッチンであれば800、もしくは850と大体標準決まっています。この高さがセットされておまして、車いすの方のことを思ったときには、せめてこれからマイナス10センチくらい低くないと使い勝手が非常に悪いはずなのです。それと、洗面台もそうです。これは、普通の一般の家庭の健常者が使う洗面台の高さだと思います、メジャーではかったわけではありませんけれども。その辺の一番重要な寸法に関して今回の設計者はどのような形でそれを決めたのか、そしてまたそれに対してこれはおかしいぞと、そういう指摘があったのか、なかったのか、その辺お伺いします。

○住宅課長（早瀬久雄） キッチン台、洗面台の高さに関しましては、車いすの方が使うだけではなくて同居する健常者も使うということも考えられますので、高さは通常の住宅と同じ高さで設定しておりますが、車いすの方が使う場合に高過ぎるというようなことであれば、それに合わせた形で高さを変えていくというようなことも考えられますけれども、今の仕様が高さを変えることがで

きるのかどうなのか、その辺ちょっと確認していなかったものですから、もう一度現場で確認しまして、入居者に合わせたような高さの調整ができるかどうか確認したいと思います。

以上です。

○委員（菊地清一郎） 今のお答えですと、同居者がいて健常者の同居者がいるということですが、基本的にはここは健常者に合わせる寸法ではないのです。車いすを利用する方に合わせた寸法に健常者が合わせていくという物の考え方でなければいけないというふうに思います。

それから、私素人目で見ただけは、この高さはカットできるというふうに判断してまいりましたので、下の部分です。キッチンに関しては特に。あの部分は、やはり基準があると思います、車いす専用の全国的な基準が、その高さに合わせてから入居者をそこにに入れるべきだというふうに私は思いますが、いかがですか。

○住宅課長（早瀬久雄） これの木団地にも車いす住宅がございますけれども、それぞれ入居する方の体格によって高さが低いという方もおりますし、高いという方もおります。ですから、入居する方が決まった段階で、その入居者の一番使いやすい高さに合わせて変更していくというようなやり方が一番入居者にとっていい方法ではないかということで考えておりますので、入居者が決まった段階でまたその高さの関係は調整していきたいと考えております。

○委員（菊地清一郎） ぜひ使う方の立場になった使い勝手のいい高さ、それを設定してあげていただきたいというふうに思います。

それと、3つ目ですが、このたびはウォシュレットがありませんでした。大体3万ぐらいかかるといいます、施工費込みで。しかし、今現在ウォシュレットというのは必要不可欠、いろんなありますよね。それは、皆さんそう感じていると思うのです。あえて今回ウォシュレットを外してオプションのような形にした、その理由はどういうところにあったのかをお聞かせ願います。

○住宅課長（早瀬久雄） 今まで平成21年までにこれの木団地を建ててきたところなのですけれども、一般的な仕様としまして今まで建てている公営住宅はすべてウォシュレットつきではないトイレということの仕様になっていまして、今回建てた駅前団地もその仕様の変更ということは協議しないで今までの公営住宅と同じような仕様で建てたというところだとは思いますが、その辺の検討というのはこれから一般的に一般家庭で使っているトイレがもうウォシュレットが常識になってきているというような状況を考えますと、これからの公営住宅もそれに倣ったようなことで検討していかないとだめだということで考えておりますが、今回駅前団地1号棟に関しましてはウォシュレットはついておりませんので、入居者が入居する方に合わせてそれぞれ申請を行っていただいて、取りつけるというような仕様になっておりますので、その辺はご了承願いたいと思います。

○委員（菊地清一郎） わかりました。要するに、そういう部分を完成引き渡し検査の前に本来は指摘をしなければいけないと思うのです。でき上がったものに関してこうだあだと言っても、また二度手間、三度手間でお金がかかる話であって、お互いに大変な部分があると。ですので、そういう部分をきちっと本来は建築設計事務所が設計監理をするのであれば、そういう方々がやる責任範囲だと私は思うのです。ですので、今回はこの設計事務所さん、高岡設計事務所さんですか、この点ははっきりと設計事務所のほうに申し上げていただきたいのですよ、何を設計監理をしている

のかと、どういう寸法でそういう車いすの方々の仕様を決めているのかと。これは、今後同じような施設を伊達市が建設する上で反省項目になるのではないかなというふうに思います。ですので、ぜひ今回はこの設計事務所さんにその旨をお伝えしていただきたいというふうに思います。

それから、最後、4つ目なのですが、パソコンのインターネット配線がされておりました。個々の電気料どのくらい使うか、パソコンを使う人、使わない人でそれを把握するのがなかなか難しいというお話でしたけれども、しかしながらこれからのお年寄りにはパソコンを使う方が多分ふえてくるのではないかなというふうに思われますよね。であるならば、その辺を個々の電気料に換算できるような形は何かないのかどうかというのを検討しながら、今後同じような施設をつくる場合はやはり検討して、反映していったあげたほうが、部屋に入居したけれども、インターネットが使えないということになりますと、これはある意味ではお年寄りの楽しみを1つ除外しているということになりかねないなというふうにも思いますので、その辺のお考えをお伺いして、終わりにしたいと思います。

○住宅課長（早瀬久雄） 設計内容につきましては、設計事務所のほうに市の設計担当した者とどういような打ち合わせをしたかによってもう一度その辺はどちらの責任なのかということを確認しながら設計事務所のほうに伝えたいということと考えております。

また、先ほど言われましたパソコンのインターネットの関係だったのですが、そちらに関しては技術的な問題もいろいろあるかと思っておりますので、その辺は検討しながら、今後の課題にしたいということと考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 済みません、2回目です。答弁がちょっと私は納得いかないのですが、今回僚委員の指摘をしたところは非常におもしろいところをついていると思うのですが、先ほどのキッチンの高さや洗面所の高さというのは、本市においては同居要件というものを設定をする中で公営住宅というのは入居ということになっております。要するに、介護が必要な車いすの方だけが入居することにはなっていないのです。例えば2人の方がいて、どちらも車いすというところでは当然その高さに合わせなければならないと思うのですが、介護をする人が同居家族にいる中で設計されるべきだというふうに思っております、ある面そういったところの理論的な考え方を市としてはきちんと伝えていただかないといけないなと思っております。ですから、後で変更がきけばいいのですが、さっきも申し上げたように保険の範疇できけばいいのですが、きかないとしたら全部市がまた補正組んでやるのですよ。ですから、そういったところをちゃんと見ないとならないと思いますし、先ほどのあいまいな答弁ではだめだと思います。

それと、今おっしゃっていたウォシュレットの関係は、これもあればいいのですが、ご存じのとおり浴槽もない公共住宅がうちのまちにはあるのです。浴槽は自分で設置というふうになっているのです。ですから、ウォシュレットもあり、またインターネットの回線もあって、逆に浴槽がない公共住宅もある。この辺の整合性がないのに、そのことについて前向きに検討しますなんて簡単に言えないと思うのです。そのことがなくて説明にはならないわけですから、きちんとこうしたアイデアに対して本当に真摯な答えをいただかないとならないと思っておりますから、この辺部長が途中

で発言を制してでもその辺の責任を明確にきちんと伝えるべきだというふうに思いますので、改めてご答弁を求めたいと思います。

○建設部長（高梨善昭） 委員さんおっしゃったとおりで、ちょっとあれだったかなと思ってますのですけれども、これからの住宅もA地区も建てていきますので、それらも今までのと格段によくするわけにもいかないし、悪くするわけにももちろんいかないということがありまして、そういうのもすべて検討しながらやっていきたいなと思っております。

○委員（滝谷 昇） 今の小久保委員の発言にかかわって部長答弁されました。そこまでの動きについて私は今の小久保委員の思いと全く同じですが、ただちょっと部長の答弁で気になるのは、要するに菊地委員が指摘したのも、それから小久保委員が指摘したのも、現状はこうだから今後はこうあるべきではないかという提案も含めてだと思っております。それが今の答弁は、言ってみれば今までの古いところの施設が現状から考えるとちょっと不便性があると、そうだから新しいところはそれなりの今の時代にマッチした設備にすべきでないかということの議論だったはずなのに、どうも聞くとこれからのところは古いところ、勘案する、それは当然ですけれども、古いほうにレベル合わせてこれから整備していくみたいな受け取り方、私は思ったものですから、あえて今立ったのですが、基本的にはこれからの公共施設が時によってはこの地域の住宅事情なりなんかというのを先取りして、そして民間も引っ張っていくみたいな感じのことも私は必要だと思うのです。だから、そういう意味では今のネットの問題についても、それからウォシュレットのことについても、もちろん金かかるから、それとの兼ね合いと補助制度だとか何かのこの総合的な判断した中でその時点で先を見て最適な方法を峻別していかなければならぬのは当然ですけれども、せっかく今までいい議論やっていたのに、部長なんかの発想もそうでない発想だったと思っているのに、どうも違うのではないかと、こっち側から求めているのと違う答弁と受け取られるような答弁したのではないかなとちょっと思ったものですから今立ったのですが、改めてもう一回部長の見解をお聞かせください。

○建設部長（高梨善昭） 確かに私言い足らずだったと思っております。それで、菊地委員おっしゃるようなことももちろん必要になってくるかもわかりませんし、ですからこれからというか、今までのも含めまして、どういう施設というか設備というかが必要なのかも全部検討しまして、もし古いやつでなければ、そういうものが絶対必要なものであればやっぱりつけていかないとだめだし、ちょっとこれはぜひいたくだなというものは落としていくというか、そういうのすべてを勘案してやっていきたいなと、そう思っております。

○委員（菊地清一郎） 今小久保委員からそういうお話があったので、とりあえず私も一言だけ言わせていただきたいなと思います。今いみじくも滝谷委員からお話がありました。古いものを見てどうするのだというお話がありました。私も全くその考えに同感なのです。小久保委員からただいま浴槽のないところがあると、確かに末永団地、30年、40年たったところ浴槽がないです。あそこに入居する人たちは、自分たちで浴槽をセットするのであればいいですよと、お金を多少補助しますよという、そういうことになっておりますでしょう。しかしながら、そういう部分と、これからの最新の考えにより住む方にとって居心地のいい、そういう部分をコスト面も加味しながら追

求していくということは、これは必要なことだと私は思います。

それから、車いす専用の部屋の話が出ました。健常者もいると、しかしこれは車いすの方が入居するという最初の計画で2部屋用意しているわけなのです。最初からそこに入らないかもしれない。だから、健常者いるかもしれないから、その高さにしておくのがいいのだというような発想ではないはずなのです。それであれば、最初から車いす専用の部屋を設けなければいい、私はそう思うのです。しかしながら、今回わざわざ車いすを利用する方の入居スペースも設けたということは、私はこれ非常に評価しているのです。であるならば、そういう方がメインに入る部屋ですから、その方のために、優先順位はその方になるはずなのです。付き添いで親兄弟が入るかもしれませんが、その方は10センチ低くても、それに合わせていくというのが私は筋だと思っております。

以上です。

○副市長（疋田 洋） いずれにしても、入る人の立場で十分配慮がなされていなかったということは、今回の今指摘があった部分も含めて反省していかなくてはならないなと思っております。したがって、今後の公営住宅も含めて、今指摘がされている部分、ウォシュレットとかありますけれども、その辺が逆に言うと例えばこれの木の部分と格差が出た場合で家賃はどうするのかという問題も含めて当然として検討課題としてはあるのかなという気がいたします。したがって、今後これから公営住宅、まだ計画を持ってございますから、そのところについて入る人の立場に立ちながら、そして負担の部分も既存のもの、新しいもの、それがいいのかどうか、そういったものも含めて検討をして、今後公営住宅建設を進めてまいりたいなと思っております。

○委員（吉村俊幸） どうしようかなと思ったのだけれども、私も一言言わざるを得なくなって立ったのですが、そもそも公営住宅というものの必要性と、こういうところに考えがいつてしまったのです、今話をいろいろ聞いていると。何のために公営住宅をつくってきたのか、またそれを建てなければならぬのかという根本的なところが今の議論の中で欠如しているのです。マンションを建てるのではない。賃貸マンションを建てるわけではないですね。これは、本当に低所得者のための住宅として、公営住宅というのはあえて行政側がつくってあげますよということから出発している。そういう基本的な概念を忘れてもらっては困る。それによって立って今後の公営住宅のあり方を検討するのは結構です。であれば、今のいろんな議論を踏まえながら公営住宅のあり方の検討なりなんなりをして、あるいはまたそれを条例化するなり基準をつくるなり、これはきちっとやるべきです。時代の流れに沿ってやるような話ではなくて、もう少し基本に返った考え方に立って、基準をきちっと持って公営住宅のあり方を考え直すということについては私も同感はしますけれども、根本的なところを置き去りにされてやるということには反対いたします。どういうふうに考えますか。

○副市長（疋田 洋） いずれにしても、公営住宅の関係でいきますと民業圧迫ということの話も十分聞かえてまいりますし、そのことに対しても市としても配慮して公営住宅の建設をしてきたつもりでございます。したがって、公営住宅は改築はしていますけれども、戸数的なものとしてふやしてきているという状況ではないと思っております。したがって、今吉村委員がお話があったものも含めて、至らないところもあったということもご理解をいただいて、今後の公営住宅建設、

住宅の計画はもう既につくってございますので、それらも今後そのまま進めるかどうかという問題もございませぬけれども、十分皆さん方の意を踏まえながら、公営住宅の低家賃ということも頭に入れて検討してまいりたいなと思っております。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第6号の討論に入ります。

議案第6号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第6号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 西いぶり広域連合規約の一部を変更することについてを議題といたします。

それでは、議案第7号の質疑を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第7号の討論に入ります。

議案第7号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 伊達市印鑑条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第9号の質疑を願います。

○委員（吉野英雄） これ議案第7号でやったらいいのか9号でやったらいいのか、ちょっと迷っていたのですが、どちらかといえば本則はこちらのほうですので、ちょっと質疑をさせていただきます。それで、外国人登録法の本則、それから住民基本台帳法の本則、もともになる法律が変わったのは2009年ですので、24年、ことしの7月9日から法が施行されるということに伴って今回改正になるわけですが、7月9日から変わるということについて実際に伊達市内における対象になる方への周知ですとかそういったものは、実際に法律が決まってから2年以上あったわけですが、これはこういうふうに変わりますよというような周知ですとかはどのように行われてまいったでしょうか。

○市民課長（尾形拓恵） お答えいたします。

対象者は、伊達市の場合は5月末日現在で110名の方が登録をされております。その方につきま

して個々人に今度住民票を作成するに当たりまして、読み方とかいろいろ確認する事項がありまして、それにつきましては個々人に郵送なり、それから会社を通じましてご説明をし、仮住民票作成に当たる要綱の確認等をいたしておりました。それから、広報紙におきましては5月号と、それからこの7月号におきまして外国人の制度について変わりますということを周知させていただいております。

○委員（吉野英雄） それで、伊達にも110名の方の対象者がいるということで、広報紙も見させていただきました。それから、ホームページでどういうふうな記述になっているのかなというのも見させていただきました。それで、ほかの市町村でどういうふうに周知しているのかなというので見たのですけれども、伊達市と大体変わらないのです。それで、総務省のホームページにリンクするようになっているのですけれども、この110人の方、外国人の方、日本語堪能な方、それからそうではない方、いろいろいると思うのです。ホームページにこの書き方で、もちろん個々人に対応するような郵送しているだとか、それから会社を通じていろいろお知らせして周知しているとかというようなことはあるのですが、7月9日に実際に施行していくわけですが、それに当たっていろんな問題点などが出てきはしないのかなというふうに私思っております。実際の手続がおくれてしまったり、そういったことが、伊達市の場合は110名ですので、それほど大きな混乱はないのかなというふうには思いますが、そういったものに対する対応としてはいささか不十分ではないのかなというふうに感じておりますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○市民課長（尾形拓恵） 実際7月9日から始まりますのは仮住民票という形がありまして、日本人と同様に住民票という形で登録されるような形になります。今現在110名の外国人の方は、外国人登録証明書というカードというか、証明書を持っております。これが7月9日以降に中長期滞在者は在留カード、それから特別永住者につきましては特別永住者証明書カードというのに切りかわることになっております。これにつきましては、その方の切りかえの期間に応じて随時していきますので、今すぐご本人たちが戸惑うようなことはないものと考えております。

○委員（吉野英雄） それで、これは法律が変わりましたから、実際に7月9日施行以降はこれから新しく入ってくる方などについても当然適用になっていくわけですが、この住基カードに登録することによってさまざまなサービスだとかにも影響してきますよね、もちろんこれは市民課に限らず、教育委員会だとかいろんなところでサービスを受けていく際に必要になってくるカードになってくると思うのです。ですから、これについて落ち度があってはならぬというふうに私も思っておりますが、現在まで長期、既にもう伊達市に在住されている方についてはそういう形で対応していけるというふうに思いますが、これから伊達市に入ってくる方などを考えますと、ホームページですとかそういったもののあり方はやはり検討していかなければいけないのではないかなと思います。私も実際に昨日いろいろクリックしてやってみました。最初に出てくるのは先ほどお見せした日本語のところなのです。これからクリック、クリックしていくと総務省のホームページに、総務省と法務省をクリックしていくのですけれども、クリックしていきますとこの画面に行くわけですが、ここにも、その言葉によってどうですよというのは言葉でありますからあれなのですけれども、例えばQ&Aだとか、それから実際にこの文章だけではわからないので、どうするかということで、こ

のページの下のほうにこういうムービーのほうに展開するクリックするところがあるのです。ここをクリックして初めて、例えば韓国語だとか英語だとか何々語だとか、スペイン語だとかポルトガル語だとかというところに、ムービーで日本の方がしゃべって、そこに字幕が出て、なおかつその言語で解説が入るところに飛んでいくわけです。そこまでいかないと、日本語で書かれたものだけではいけないし、案内そのものも日本語になっているというところは、やっぱりこれは直していかなければだめではないかなと思うのです。これから来る方がこれを見て、ではどこへ行くのだということになるのです、全部日本語ですから。ですから、こういった点も改善していく必要があるのではないかなと思います。実はこれには、例えば不法滞在だとかということで、これが実際にこういうことが法が改正になったのにきちっとやっていないということになりますと罰則規定があるのです、不法滞在者ということで。ですから、そういうことが起こらないようにきちっと案内していけるように考えていかななくてはいけないと思います。ぜひこの辺はホームページなどをきちっと考えて直していく必要があるのではないかなと思いますが、この辺お考えをお聞かせください。

○市民課長（尾形拓恵） ホームページのほうからの検索がなかなか難しいということであれば、またちょっとこちらのほうもいろいろ検討させていただきたいと思います。

○委員（吉野英雄） 7月9日の部分については大きな混乱がないようにそれなりに準備期間がありましたから、それなりに市民課のほうでも対応していただいていると思います。ことしの10月には日中友好で市の担当者が中国に行かれるそうですから、そういった点での人のやりとりというのが今後起きてくると思いますので、そういった点も考えたり、あるいはこれから入ってこられる外国人の方々に不便のないようにしていく必要があると。これが知らなかったことによって罰則を受けるだとか、そういうようなことがないようにしていかななくてはいけないと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいということを要望して、この点については終わりたいと思います。

○市民課長（尾形拓恵） 今の吉野委員に対して、しっかり考えさせていただきます。

○委員（小久保重孝） 1点だけ、事務的なことですが、今回提案されている5つの条例のほかにいわゆる特公賃の施行規則ですとか、大滝区の活性化の条例施行規則ですとか、外国人登録に関係する部分の整理というのは当然されていると思いますが、その辺について確認をさせていただきます。

○市民課長（尾形拓恵） ほかの課とも協議を済ませておりますので。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第9号の討論に入ります。

議案第9号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第10号 伊達市公共下水道設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第10号の質疑を願います。

○委員（嶋崎富勝） 今回の条例改正、北有珠と清住の一部、市街化調整区域です。説明資料にあるのですが、認可区域拡大するというので、それで今回の処理区域が現行よりプラス36.5ヘクタールふえるということでありまして、今回の条例改正は2つの要素含めてあるのですが、1つは処理区域の拡大と、それから計画人口の変更に、実際計画人口が減っているものですから、これを正しいというのですか、そんなものに変えたと思うのですけれども、今回36.5ヘクタールを認可区域にすることによって計画人口というのはどのぐらい、今回の認可区域の中の計画人口を含めた数なのですか。

○下水道課長（黒川弘司） お答えいたします。

今回36.5ヘクタールふえた人口の内訳としまして、これにつきましては約250件、500人がふえるような形になります。総体では、先ほど言いましたとおり人口的には減ってくるという形になります。

以上です。

○委員（嶋崎富勝） わかりました。計画人口が減っているという部分については、少子高齢化の問題含めてこれは当然見直していかなければいけないのかなと思っています。それから、今までの経過を含めて若干確認していきたいのですが、平成16年に認可区域外の区域における整備等に関する取り扱い要綱変わりましたよね。今回この間稀府、黄金地区も相当下水道整備進んでいるのですが、実態として16年に改正した食い違い、隣接する区域の住民が下水道に接続するということが可能になったわけなのですが、実際にこれに該当するということが結構ふえているのですか、実態はどうなっているのですか。

○下水道課長（黒川弘司） お答えいたします。

平成20年の認可区域の拡大において、それまでは市街化区域の外側は白地区域と一概に言って区域外流入を受け入れていたのですけれども、20年の変更におきましてその地区に関しては特別環境保全公共下水道という新たな下水道のシステム含めまして整備を行うようにしました。それで、その結果、区域外、市街化調整区域の人のところまで下水道が行くように、今回の事業でも行くような形になってございます。

以上です。

○委員（嶋崎富勝） これは下水道審議会でも当然出る話なのですが、受益者負担の関係なのですが、今回認可することによって考え方として、負担金の関係については当然諮問するわけなのですが、しますよね、どうですか、受益者負担の関係です。

○下水道課長（黒川弘司） お答えいたします。

同じように、今回拡大する部分については受益者分担金という形で諮問するような形になると思います。

以上です。

○委員（嶋崎富勝） わかりました。私も負担金と、市街化調整区域でないのであれば分担金とい

う形ですよ、負担金でないですよ、わかりました。

あと、最終的には23年度の決算で下水道事業の決算が出てくるわけだけれども、そのときに当然議論するわけなのですが、この負担金ですか、分担金も一部ありますよね、この辺の収納状況というのはどういうふうになっていますか。

○下水道課長（黒川弘司） 受益者負担金、分担金の収納状況については、おおむね8割程度か9割程度、この辺ちょっと資料持ってきていませんけれども、収納のほうは結構いっていると思いますけれども。

以上です。

○委員（吉村俊幸） 今回の下水道の区域の拡大に当たりまして、私のところの有珠町のほうも拡大されたということで非常に皆さんありがたがっている反面、実は1つ問題があるのです。東有珠町なのですけれども、中学校跡地の裏になります、市道の部分、本管の入っている部分、これはいいのです。そこから引っ張るときに、市道に面している人たちはいいのです。それから奥に入っているところ、これは全部私道路なのです。私道路で、持ち主がそこに住んでいる方とか、また伊達に在住している方だったら、はっきりしていればこれはまだいいのですけれども、実は持ち主がだれだかわからないという地区がある。これを調べてくれといったって、私たち年寄りがどうにもならぬという話になってしまうわけだ。あるいは、そこを利用しなければ下水引けないわけですから、解決しないと私たち引きたくても引けないと。何とかこれ役所さんのほうでも協力してもらって、道路を通してもらえるような、埋設できるような方法ないのですかという話になってしまっているのです。これ担当は違うかもしれぬけれども、この辺の処理を、せっかく下水道引っ張ってあげたわけですから、利用してもらわないとこちらのほうも意味がない。これ何とか解決方法を考えてあげなければならぬなと思っていますけれども、何かいい方法ないですか。

○下水道課長（黒川弘司） お答えいたします。

東有珠の旧伊達中学校の裏のほうの私道の関係は、所有者がわからないという形でございます。それにつきましては、今うちの課のほうで調べて、何とかできないかどうか一応検討している最中ですので、もうちょっとお待ちいただければと思います。

以上です。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第10号の討論に入ります。

議案第10号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で産業民生常任委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。ありがとうございます。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時49分）